

第四十二 書簡文の由來

佐 藤 寛

凡文章の起原は歌謠にあり、歌謠は所謂韻文にして、口に言ひ、耳に聞くが主なれば、專その句調を整へざるべからず、句調既にと、のほりて、さて言ひもし、聞きもすべきなり、文學や、開けて、人々皆文字に耽り、筆墨を弄ぶにいたりては、物に書き、目に見るが主なれば、管に其の句調のみならず、事實をも修飾して、一種娛樂の具に供したり、是れ散文の濫觴なり、我が國韻文の起原は、八雲起つの歌にして、散文の濫觴は、出雲の神賀の詞なるべし、されども、いづれも皆、口に言ひ、耳に聞くが主にて、後世の如

く、文字上に現はれたるとは異なれば、うけばりて、文章の起原とはいひがたくや、紀元九百三十年、應神天皇の朝に漢學渡來して、始めて彼の文字を借り用ゐて、物書く事はじまり、履中天皇の朝には諸國に史官を置きて、言事を記さしめし事さへ、見へたれば、此の頃の文章は、既に文字上に現はれたるものなりけむも、所傳なければ、知るに由なし、紀元一千二百五十三年に至りて、彼の有名なる伊豫道後温泉の碑文出でたり、これぞ文字上に現はれたる、我が文章の嚆矢なるべき、たゞし古事記風土記等に載せたるを、古文といはゞ、いふべけれども、こは上古より口々に語りつぎ、言ひつたへたるものを、そのまゝに記したるに過ぎざれば、言はゞ古代の言語にして、固より文章として、書きたるものにあらず、されども、今日よりは、之を一種の文章として見るも、亦不可なかるべし、只その起原とし、濫觴とせむことは、如何あらむ、其源濁りて、其末清きはあらじ、應神天皇の朝より、やう／＼漢語世に行はれ、さて我が國語に、汚濁の出で來て、濁音半濁音などさへ、生じたるからに、我が古言の、自然に訛りたるも、ありしなるべく、はた彼の漢語の、我が古言の如く、なりたるものも有りしならむ、そのつばらかなるよしは、物に見えざれば、知るべきやうなけれども、王政

復古このかた、今日に至るまでの言語文章の、變遷によりても、大かたは推しはかる、なり、紀元千三百零五年、孝德天皇の大化よりこのかた、漢學專ら流行して、朝廷の公文をはじめ、臣民の上奏文にいたるまで、凡て漢文を用ゐらるゝやうにはなれり、されども大禮の時は、さすがに我が古語を漢字にて綴り、之を布告する事とはなりぬ、すなはち宣命の文體なり、聖武天皇の頃に至り、此の宣命の文體も亦一變して、漢語佛語等を交へて、用ゐらるゝに至れり、是より以後、官府の公文は、愈漢風に移り、漢文は殆ど我が固有の文章にして、別に國文といふものは、無きが如き有様なりしかども、朝廷の大禮ある時には、猶此の宣命の文體を用ゐられき、又我國には、上古より神を祭る時に、用ゐる詞あり、之を祝詞といふ、此の詞は、上古より後世に至るまで、いささかも變遷するとなく、漢文の風潮も、之を左右すること能はず、依然として上古のまゝに存せり、此の祝詞と宣命と、やう／＼に發達して、延喜天曆の頃には、一種の和文體を形づくり、漢文と併行するに至れり、されども此の時代の和文は、漢文の對語偶語にならひて、我國固有の言語にて、書くを常とせり、彼の紀貫之の古今集序、大井河行幸和歌集序、其の他歷代の勅撰集の序等、みな是なり、

此の如く、我が國には、漢文と和文と相併行して、發達したるが、時代の變遷に従ひ、文章も亦種々に變化し、其の體數種に分れたり、和文の祝詞宣命は、序文、消息文、日記文、紀行文、物語文、漫筆文と分かれ、其の中消息文は、變じて後世女子の書簡文となれり、漢文は歴史文、法令文、官府文、和漢雜文、戰記文、往來書簡文、日記文、記錄文と分かれ、それより又一變して、後世の法令文、書簡文となれり、此く種々雜體になり來れる文章の沿革を、一々に説明せむは、容易の事ならねば、他は總て省きて、こゝには、只書簡文の沿革のみを敘述すべし、

我が國書簡文の起原は、さだかに知ると能はざれども、萬葉集五の卷に見えたる、藤原房前の文などを以て、始とすべし、此の房前は、紀元一千三百八十四年、聖武天皇の御代の人なり、今左に其の全文を舉げて、當時の書式を示す、

跪承芳音嘉懼交深、乃知龍門之恩、復厚蓬身之上、戀望殊念、常心百倍、謹和白雲之什、以奏野鄙之歌、房前謹狀、

許等騰波奴紀爾茂安理等毛、和何世古我多那禮乃美巨騰都地爾意加米移母、

十一月八日附還使大監

謹通 尊門記室

此の文章の體、支那の尺牘と同じく、少しも國語を用ゐず、此の外に今一篇萬葉集にあれども、文體異なることなし、又本朝文粹に、三善清行が菅原道真に興へし書簡あり、これも文體ほゞ同一にして、國語は聊も用ゐず、又集古浪華帖などに舉げたる書簡文も、此の如し、又人に物を贈る時の文體は、いさゝか異なるところあり、續修東大寺正倉院文書に、載する所を舉ぐれば、左の如し、

謹白 進上鳥等

右件物以○以の脱下字有るべし、月廿一日可用者、乞照此趣、不論晝夜、佐官高屋宅、仍具狀謹白、

一進上鴨二翼直一百冊文

右御料買求進上如件、

七年二月廿日上馬養狀

謹上古成尊侍者

とあり、以て當時書簡文の一斑を見るべし、其の後支那との交際もや、疎に留學生

等も随ひて少く、さて漢字の用ゐる方なども、妄りがはしくなりゆきつゝ、轉倒錯誤を生じ、又國語をも處々に用ゐる風とはなれり、集古浪華帖に、小野道風の書簡を擧げたり、

道風謹言、彼位錄符、若被賜、貴署歟、亦今日參法性寺たまふらん、位錄符いかで早催賜らん、依此不遣使者也、諸自以聞、慰々不具、謹言、

八月十五日

内藏權頭 道風狀

謹上 右中辨殿參

是其の文章の稍亂れ來りしを見るべきなり、又藤原明衡は、自故に書簡文を作りて、一の法式とせし人なれども、此の頃已に文法亂れ、漢字の使ひかたを誤り、和字を用ゐるに至りしなり、今明衡往來、一名雲州消息に載せたる文章を擧ぐれば、

近曾罷向北野邊、有荒蕪之蓬屋、扣駕執視庭前、紅梅開敷、獨立開柴戸、至其處、青苔鋪砌、小松當窓、蕭索之氣、頗動中心、詳問其主、前朝之名物也、芳談之間、日景漸暮、所陳舊事足斷暢矣、他日相伴、藤亞相可赴侍、暫絕洛下之奔營、令同道給如何、

二月 日

中務大輔

謹上備後前司殿

此の文章の中に、罷向赴侍、令同道給など、四字の和語を用ゐたり、是和漢混交の文體に、變遷し來りしを見るべきなり、又罷は退出の意なるを、外に行くときに用ひたるは此を始とす、後世は之にならひて、罷出、罷越など、用ゐる様になれり、後世往來書簡の文體は、是より起りたり、

それより降りて、源平の頃に至りては、益、漢文の體を脱し、一種異様の文章とはなれり、これまでの文章は、左まで讀みがたくもあらねど、これより戦争のみ打ち續き、文學衰頹したるを以て、益、和語を用ゐ、顛倒錯置殆、讀み得べからざるに至れり、今賴朝の藤中納言に、上れる書簡を擧げて、僅々百五六十一年間に於て、甚しき差異を生じたるを證すべし、吾孺鑑第四の卷に、

武士之上洛候事者、爲令追討朝敵也、朝敵不候者、武士又不可令上洛、武士又不令上洛者、不可致狼藉候歟、而敵人隔海之間、于今不遂追討、經廻之武士、國々庄々無四度解事、其間多候、仍追討以後、可令沙汰之由、雖存思給候、近國者爲令糺定、使者二人所令上洛候也、其以前不覺者候、只守院宣、相副御使、爲廻行計候、不然者、令進退候者、定

似自由之沙汰候歟。慕賴朝威、武士濫妨之事令停止候之計也。子細勤狀給使者候畢、
以此旨可令申沙汰給候、恐々謹言、

三月四日

賴朝

謹上藤中納言殿

とあり、前に引き出でし明衡の往來書簡には候。といふ文字見えざれども、此の賴朝の狀に至りて始めて見えたり、蓋、候。といふことは、貴人の傍に侍する意にて、俗にアリマス、ヲリマス、など云ふに同じ、士をさむらひといふも、君主の側に侍する由なり、故に侍も候も共にさふらふと訓む、又はべるといふも同じ意なり、されば侍とかきては、べると訓むなり、此は延喜天曆の頃、和文のいたく流行せしかば、消息文などには、すべて侍といふことばを用ゐたり、侍は候と同じ意なれば、書簡にも、又は消息文にも、共に用ゐ來りしが、いつとなく消息文には侍をつかひ、書簡文には候を使ふこととなりしなるべし、書簡文に侍といふ字を用ゐしことは、前の藤原明衡の書簡を見ても明らかし、又延喜天曆の頃の和文、及消息文には、貴人に對して言ふ時は、自己の言行を言ひ給ふ、思ひ給ふ、なし給ふ、行ひ給ふなど、給と云ふ敬語を用ゐたるよ

り、おのづから書簡文にも、此の風移りて、自己の言行に給の敬語を用ゐるやうになりしなるべし、然れば此の賴朝の書簡にも、自己の事を云ふに、給。といふ敬語を用ゐたり、書簡文に候。給。の字を用ゐたる文章の見えしは、此を以て始とす、さて文中に和語を用ゐ、文字の顛倒錯置の甚しき實に名狀すべからざるに至れり、其の他熊谷直實が平敦盛の首を平公朝に送るとて、贈りし書簡、又は源義經が腰越驛より賴朝に贈りし書簡等、源平盛衰記に載せたれども、大かた此に同じ、當時普通に用ゐたる、書簡文の一斑を見るに足るべし、

文學の盛衰は書簡文にも、影響の大なるものにて、其の後、紀元千九百六十五年、後醍醐天皇の時代に至りては、大に文章の體裁備はり、一種の書簡文の體を爲すに至れり、今北畠玄惠のものしたる、庭訓往來の一篇を、左に抄出して、其文體を知らしむべし、

改年吉慶、被任御意候之條、先以日出度覺候、自他嘉幸千萬、御芳札披見之處、青陽遊宴、殊珍重候、堅凍早解、薄霞忽披、即可促拜仕之處、自他之故障不慮之至也、百手達者究竟上手、一兩輩可令同道也、但的矢慕目等無沙汰憚入候、一種一瓶者、衆中課

役、賂引出者亭主奔走歟、内々可被得御意萬事物恐之間、不及一二併期面謁之時候、恐々謹言、

正月六日

石見守中原

謹上源左衛門尉殿

足利時代になりては、此の書簡文の體裁も、や、一定したるもの、如し、蓋北畠玄惠の庭訓往來は、書簡文の體裁を、一定する爲に、故に作りたるものなればなるべし、彼の有名なる成恩寺關白藤原兼良の尺素往來も、庭訓往來の文體に相同じ、近日於禁中可有蹴鞠御會候隨而懸之庭被莊嚴候、長櫻異柳、坤楓、坤松、各擇奇木怪株、被移栽候、御所御出仕、與近衛殿可有御參會之間、御子左飛鳥井難波家賀茂人等、面々之出立、可被折花之由承及候、云々、

又太閤記四の卷に、前用利家より柴田勝家に、與へたる書簡あり、是も亦略同じ、態、以書簡伸愚意畢、仍雖不實之儀候、能州之國士溫井三宅兄弟近年在越後と云共、就信長公之義、窺時節語、越後勢成歸國之望、由衆口同音申鳴候、若於事實者、注進次第御加勢奉賴存候、恐惶謹言、

六月十九日

前田又左衛門利家

柴田修理亮殿

此等の書簡いさ、か字句の用ゐかたに於ては、異なるところ有りといへども、文章の體裁に至りては一なり、以て庭訓往來以後、文章の一定せるを見るべきなり、徳川時代に至り、文學盛に開け、文章最巧妙を極むるに至りて、書簡文も、亦いさ、か變はりし所なきにあらざれども、猶庭訓往來尺素往來などに倣ひて、今日には至れるなり、

之を要するに、書簡文は、もと支那の尺牘にならひて用ゐはじめ、支那交通の衰微と共に一變して、和漢混淆となり、文字顛倒となり、次第に變化して、敬語の候を濫用するに至れり、徳川時代に至りては、敬語の候の上に又御座の二字を添へ、御座候と云ふに至れり、書簡文も、また種々に變化したるものと云ふべし、